

船橋市都市計画審議会の会議の公開及び傍聴等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、船橋市都市計画審議会条例（昭和 44 年条例第 44 号）第 7 条の規定に基づき、船橋市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開及び傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の範囲)

第 2 条 会議は、公開を原則とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

- (1) 船橋市情報公開条例（平成 14 年条例第 7 号）第 7 条に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当するものについて審議等を行う場合
- (2) その他公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されると認められる場合

(会議中の非公開への変更)

第 3 条 公開としていた議題について、会議中に緊急に非公開とする必要がある場合には、議長が会議に諮ったうえ、会議を非公開とする。

2 前項の場合において、議長は、傍聴人を退場させるものとする。

(会議開催の周知)

第 4 条 会議の開催が決定したときは、原則として、広報紙に掲載し周知するものとする。

2 前項の規定によるもののほか、会議の開催については、ホームページに次に掲げる事項を掲載し周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴人の定員及び傍聴の申込方法
- (5) 傍聴の受付開始時刻及び受付終了時刻
- (6) 問合わせ先
- (7) 会議が非公開になったときは、その理由

(8) その他特記事項

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、会議の場所に応じて定める。

(傍聴の受付)

第 6 条 傍聴希望者は、会議開催時刻の10分前までに、所定の用紙に氏名、住所、職業及び傍聴を希望する議題を記入し、事務局に傍聴の申込みをしなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴申込者が定員に達した段階で終了する。ただし、これにより難しいときは、抽選によることができる。

(傍聴することができない者)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 8 条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) むやみに席を離れないこと。
- (3) パソコン又は携帯電話等を使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人が前項各号の事項に従わないときは、議長は、傍聴人を退場させることができる。

(傍聴人への配布物)

第 9 条 傍聴人に対し、原則として議案書を配布する。

(撮影及び録音等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。

ただし、審議開始前の写真撮影について、議長が会議に諮ったうえ、許可を与

えた場合は、この限りでない。

(議事録の作成及び公開)

第 11 条 会議については、議事録を作成し、議長が指名した委員 2 名の署名及び押印を得た後、これを事務局で保管する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 審議結果
- (4) 委員の出席状況
- (5) 傍聴人の数
- (6) 議事

3 議事録は原則として公開する。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1) 発言者の氏名
 - (2) 不開示情報に該当するもの
- (その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開及び傍聴等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。